

議案第二十六号

秋田県教育関係職員互助会に関する規則を廃止する規則案

秋田県教育関係職員互助会に関する規則を廃止する規則

秋田県教育関係職員互助会に関する規則（昭和二十七年秋田県教育委員会規則第十号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十五年六月三日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十五条の規定に基づき財団法人秋田県教育関係職員互助会が一般財団法人へ移行し、関係法令に基づく自主的な法人運営を行っていくこととなったことに鑑み、秋田県教育関係職員互助会に関する規則を廃止する必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県教育関係職員互助会に関する規則を廃止する規則案要綱

1 廃止理由

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第45条の規定に基づき財団法人秋田県教育関係職員互助会が一般財団法人へ移行し、関係法令に基づく自主的な法人運営を行っていくこととなったことに鑑み、秋田県教育関係職員互助会に関する規則を廃止する必要がある。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとする。